森 よしはる (日本共産党・京都市南区)

3月22日

日本共産党の森吉治です。

会派を代表して、ただいま議題となっています議案48件について、第1号議案、第13号議案、第16号議案、第26号議案、第28号議案、第43号議案について反対し他の議案に賛成する立場で討論を行います。

最初に能登半島地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし被災された皆さんには心からお見舞い申し上げます。また、発生後早い段階から現地被災地で、水・暖房などがないなか寝袋一つで寒さに凍えながら救援や復旧にあたっていただいている多くの府職員の皆さんに心から敬意を表します。

まず第1号議案「令和6年度一般会計予算案」についてです。「失われた30年」といわれる長期にわたる日本経済の停滞と衰退に加え、コロナ禍と物価高騰が襲い、府民の暮らし、地域の疲弊はかつてなく厳しいものになっています。同時にその30年は、公共のあり方を問うことにもなりました。京都府政に携わってきたものとして振り返ってみますと、地方交付税削減など自治体行財政の三位一体の改革のもと、京都府でも12か所あった保健所・土木事務所が7カ所に、市内9事務所あった府税事務所が今議会提案ではついに1か所に集約される等地方機関の再編・統合が行われました。大学の地方独立行政法人化、民間委託や指定管理者制度の拡大、知事部局で職員定数7000人あまりおられた職員が4000人へと徹底した人員削減・採用抑制と非正規雇用への置き換えなどがすすめられ、こういう中で府政の存在が府民からかけ離れたものになり、くらしや地域の現場での様々な課題解決を困難にもしてきました。京都府総合計画が新型コロナウイルス感染症の拡大等を経て前倒しして改定され、それに基づいて編成された「令和6年度京都府一般会計予算案」には、こうした「失われた30年」のなかで後退させられた公共の役割について総括と反省がなく、厳しさ増す暮らしと疲弊する地域の現実を直視したものになっていません。

以下反対理由7点を述べます。

第一は、いのちと暮らしを守る公共の役割果たす予算になっていないことです。コロナ禍に続く物価高騰で傷んだくらしと生業の支援、賃上げなどに本格的に取り組んでいるとは言えません。新型コロナウイルス感染症の総括を踏まえ求められる新興感染症対策や医療体制、保健所など公衆衛生機能の強化が打ち出されていません。京都府が市町村に対し国民健康保険料の来年度納付金を過去最高の値上げを示したことにより、来年度4人家族で4万8620円もの値上げをする宇治市をはじめ、国民健康保険料負担がさらに引き上げられようとしています。2018年京都府は医療費抑制を狙う国と一体で社会保障の「最後のセーフティーネット」である国民健康保険制度の都道府県化の旗を振り、今日の事態を招きました。こうした経過があり、さらに耐え難い負担が強いられようとしているのに、府として独自に国民健康保険料の引き下げることも、また知事を先頭に重点要望に掲げ政府に働きかけることもしていません。

物価高騰を上回る賃上げに自治体の役割が求められています。中小企業と非正規労働者の賃上 げが焦点であるのに、即効性のある独自の賃上げ支援を他の都道府県が実施し物価高騰を上回る 賃上げを実現しているのに「補助金によって賃金を引き上げていくことには限界がある」と背を むけています。賃上げ支援で地域経済を回してこそ税源涵養にもつながるのではないでしょうか。 第二は、子育で支援について、経済的負担軽軽減を柱に位置付けていないことです。「風土づくり」やイベント重視で、あんしん修学支援制度は運動により拡充されたものの、肝ともいえる若者や子育で世帯の今と将来不安に応える大学等の学費無償化、給付制奨学金創設には踏み出していません。書面審査でも各会派から就労・奨学金返済一体型支援事業の充実を求める声が寄せられましたが、応えていません。知事自身不本意非正規雇用の解消の課題が重要視されています。本会議でも答弁されていますが、足元の京都府庁の会計年度任用職員の雇用安定と正規職員化には何も手立てが打たれていません。3月21日の京都新聞の社説では非正規公務員の問題を指摘して「専門性や経験を正当に評価して、正規職員に採用する仕組みを広げる必要があるのではないか。それが住民の利益にもつながるはずだ」と述べています。予算審議を通じても我が党はそのことを繰り返し求めましたが、このことを正面から受け止めるべきです。給食費無償化が全国で府内市町村で実施がすすんでいるのに、「食材費は保護者負担、一律都道府県が支援することは想定していない」と背をむけています。

第三は、本来の自治体の役割である中小企業や農林漁業の振興を産業政策の中心に位置づけ全体の底上げを図るものにはなっていないことです。産業創造リーディングゾーン事業やグローバル・スタートアップ・エコシステム構築事業、フードテック推進事業など一部の企業支援や起業家も含めた呼び込み型の施策に重点を置く一方で、今年度補正予算で多くの申請があった物価・資材高騰等に対する中小企業経営改革支援事業費や農林水産業経営改革支援事業費が来年度予算からは削れています。京都の食料自給率が12%まで落ち込んでいます。農業者が切実に求めている再生産可能な価格を保障する政策は示されていません。

第四は、地域に住み、なりわいを営む者の声や思いをもとにまちづくりをすすめるのが本来の自治体の役割なのに、住民と地域置き去りで開発をすすめていることです。北山エリア開発では、住民の運動と府議会の論戦で、今議会中、知事から府大へのアリーナ建設の断念が表明されました。記者会見で知事は周辺住民の「反対の声があったから」ではないと述べられていますが、住民や学生など当事者の理解を得なれないものは見直さざるを得なかったと率直に認めるべきです。北山エリア整備基本計画そのものは撤回されておらず、新たに向日町競輪場の再整備と一体での屋内体育施設整備も表明されました。鉄道・バス路線廃止・減便、買い物難民、高齢化・人口減など多くのところで地域の疲弊が深刻であり支援が求められているのに応えず、一方で新名神高速道路と府南部開発、北陸新幹線延伸をはじめとした国と一部企業のための開発がトップダウンですすめられています。

大阪・関西万博をめぐっては、世論調査で72%が延期・中止の声があがり、建設費膨張や能登 地震復旧・復興への障害になるなど様々な問題があるのに府独自で検証せず、債務負担行為も含 めて機運醸成として11億円の予算を計上し、推進一辺倒です。

第五は、能登地震を通じて重要性が明らかになった公共の役割をゆがめていることです。地域の防災拠点である振興局や警察、府立大学など文教施設等の耐震化の遅れは明らかです。今回の震災をうけて国や石川県が支援金の上乗せを決めましたが、府独自の被災者住宅再建支援事業の改善もありません。地域での防災力が問われていますが、書面審査では消防指令の広域化そのものが問われていますが、問題の検証や見直しもなく推進しようとしています。また、地震の頻発で原発そのものの危険性が強まり、避難計画も破綻しているのに府民の安心・安全を守る責任のある知事として原発再稼働中止や廃炉を求めていません。

第六は、気候危機が一刻の猶予も許されない局面を迎えているのに、カーボンゼロや省エネ・

再エネ対策は個人向けのものが中心で、一方温室効果ガスを多く排出する舞鶴火力発電所やまた 原発に固執し逆行した姿勢を示していることです。PFASの影響や被害が府内でも広がり、検査や 発生源対策など京都府の役割が求められているのに、その予算も示されていません。

第七は、くらしや地域が厳しいときこそ身近で頼りになる京都府の組織の機能と体制の強化が 求められていますが、府税事務所の廃止・統合、水道や消防指令の広域化・民営化、官民連携・プ ラットホームなど新たな形態での行政の市場化をすすめ地方自治を形骸化、ゆがめていることで す。

また、児童虐待相談件数が過去最多となり、児童相談所の機能と体制が問われていますが、体制の強化や急がれる南部・北部での児童相談所の整備計画は示されていません。農林関係の試験研究機関の研究費や消費生活相談センターなど最前線を支える現場組織の予算も減額されています。

さらに、けいはんな学研都市の府有地60haに民間企業が官民連携でプラットホームをつくり「フードテックヒル」の整備を令和6年に始めるとしています。開発の財政的規模も後年度の公共負担規模も、リスク分担も明らかにしないままの着工は問題です。

加えて勤労者福祉会館の廃止方向を含む同会館のあり方検討会議の報告が今議会で報告されました。地域にとってはかけがえのない施設であり充実こそ必要です。

次に、第13号議案「令和6年度京都府水道事業会計予算」及び第16号議案「令和6年度京都府 流域下水道事業会計予算」についてです。府営水の過大な施設整備と建設負担水量の適正化をせ ず、未使用分も含め高い水道料金を受水市町と住民に押し付けるものになっています。また、上 下水道の広域化を前提にしており反対です。

第26号議案「京都府府税条例等一部改正」についてです。京都市内の府税事務所3か所を1か所に統合しようとするものです。もともと市内9か所あり、平成13年に3か所に統合され、さらに1か所に今回統合されれば府民にとって相談窓口が遠くなります。また地方税機構事務所と分離することになれば、連携が困難になり、相談、納税、納税証明発行など別々に出向かなければならず利便性が後退します。コロナ禍に続く物価高騰により暮らしも営業も厳しい状況に置かれているとき、くらしを支える役割を後退させる府税事務所の統廃合、府税事務所と地方税機構事務所の分離には反対です。

第28号議案「住民基本台帳法施行条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための利用等に関する法律施行条例一部改正」についてです。法律で個人番号の利用が認められている事務に準じる事務が「準法律事務」として新たに省令で規定されることに伴い、関係条例の規定整備を行うものです。省令も示されておらず、中身に関しても国民の不安や批判がある健康保険証を廃止をし、マイナンバーカードに置き換えることと一体の改悪であり、反対です。

第43号議案「指定管理者の指定の件(公営住宅洛西西境谷団地等)」についてです。東急コミュニティーに継続して管理業務を委託するものです。住民のセーフティーネットである府営住宅の管理を利益優先の民間企業に委ねることは、住民の福祉の向上と公的責任を放棄するものであり反対です。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。